ID: 276

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例　第9条第1項
例規番号	昭和28年条例第28号

【根拠条文】

（使用料）

第9条　使用料は、次の区分により定める額とし、使用許可の際に徴収する。

種別	1箇所当たり面積	1平方メートル当たりの金額
普通墓地	6平方メートル未満	750,000円
〃	6平方メートル以上12平方メートル未満	1,125,000円
〃	12平方メートル以上	1,500,000円
芝生墓地	1平方メートルにつき	1,125,000円

2　使用場所の位置により、前項に定める使用料に2割以内の割増金を付加することができる。

3　第6条第2項ただし書及び第3項の規定により、本市外に住所を有する者に使用を許可するときは、前2項の規定による使用料の2割を増加した額をその使用料とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日